

公共事業事前評価調書(公共事業事前評価結果整理表)

主要目標番号	Ⅱ.Ⅱ-1.(2)
対象事業	道路・街路事業
主要目標	災害に強い道路の確保

優先順位付けの考え方	対象地区・箇所名	個別事業の妥当性評価						事業間優先度の評価								事業間ランク	評価委員会意見	総合意見	評価結果
		公共開与、事業執行主体の妥当性	経済効率性	事業実施、規模の妥当性	整備手法の有効性	環境負荷への配慮	事業計画の熟度	貢献度ランクの評価					副次効果ランクの評価						
								貢献度ランク	危険度		損傷度等		自動車交通量	副次効果ランク	評点				
									落石等	橋梁等	通行止めの実績・過去3年間の回数	残存橋梁等の損傷状況							
安全水準が低く、緊急性を要する区間を優先する。	国道140号 三富道路	○	○	○	○	○	○	a	要対策・要監視	2	○	2,524	1	2	SI		実施		
	(主)甲府昇仙峡線・櫻橋	○	○	○	○	○	○	a	要対策	要対策	あり	1,222	1	2	SI		実施		
								基準値	要対策・要監視	要対策	2	要対策	あり	3,428	基準値	2.0			

副次効果評価調査

主要目標番号	II-1.(2)	主要目標に対応する副次効果項目	対象地区・箇所	副次効果	評価の説明	評価結果	
主要目標	災害に強い道路の確保						
評価対象地区・箇所名	国道140号 三富道路						
主要目標項目	I 県民生活の豊かさと経済の発展を支える基盤充実	I-1. 交通の利便性の向上	(1) 生活圏中心城市・拠点機能へのアクセス向上	●注	○	主要目標「生活圏中心城市・拠点機能へのアクセス向上」の評価指標による貢献度ランクがb	1
			(2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上	●注			
			(3) 市街地内の交通の円滑化				
			(4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上	●注			
		I-2. 生活環境の向上	(1) 森林機能の維持・向上				
			(2) 憩い空間の創出				
			(3) 生活排水処理機能の向上				
			(4) 良好な市街地空間の確保				
			(5) 適正な居住空間の確保				
			(6) 歩行者等の通行空間の確保	●			
			(7) 道路景観の向上				
		I-3. 農林水産業の振興	(1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上				
	(2) 農業生産力の向上						
	(3) 農業用排水能力の向上						
	(4) 農林水産業経営の合理化(非公共)						
	(5) 森林整備の効率化						
	II 暮らしと経済活動の安全性確保	II-1. 交通の安全性の向上	(1) 歩行者等の安全性の確保	●			
			(2) 災害に強い道路の確保				
			(3) 都市災害防止	●			
			(4) 交差点の安全性、円滑性の向上				
		II-2. 洪水・土砂被害の防止	(1) 洪水被害の防止				
(2) 土石流被害の防止							
(3) 崖崩れ被害の防止							
(4) 地滑り被害の防止							
II-3. 鳥獣被害の防止	(1) 鳥獣被害の軽減						
副次効果項目	交通利便性	交通ターミナル機能の強化	●				
		アクセス機能の維持	●	○	通行止めによる迂回に2倍以上の時間が必要となる道路	1	
		主要渋滞ポイントの解消	●				
	生活環境	水質の浄化					
		大気汚染の軽減	●				
		騒音・振動の軽減	●				
		良好な景観の創出	●				
		バリアフリー化の促進	●				
		ライフラインの強化	●				
		身近な緑地・交流の場の提供	●				
		飲雑用水の安定供給					
		糞尿の処理					
		地域の文化・学習等活動の支援					
	各種情報の円滑な提供						
	自然環境	水源涵養機能の向上	●				
		生態系空間の再生					
	事故・災害防止	防火帯・延焼遮断帯の確保	●				
		緊急時の避難・救助機能の確保					
		被災時の被害波及の防止					
		既存施設の崩壊危険性の排除					
		走行安全性の確保	●				
生産性	林業生産力の向上						
	遊休農地の解消						
	新たな公共用地の創出						
	農地の保全						
その他	農林産物の販売促進						
	自然エネルギーの活用						
	リサイクルの推進						
	文化・歴史的資源等の保存・復元						
	他事業との一体施工	●					
重要プロジェクトとしての位置づけ	●						
副次効果 評点合計						2	

注1 「主要目標」に対応する副次効果項目の欄に「●」が附されている副次効果項目のうち、「対象地区・箇所」で想定される副次効果の欄に「○」を記入、「評価の説明」欄に具体的な評価内容を記入する。

注2 副次効果の内、他の主要目標に該当するものは、当該主要目標内のランク区分の基準に従いランク付けを行い、ランクに該当するものは2点、ランクb以下の場合は1点とする。

注3 「II-1.(1)歩行者等の安全性の確保」、「II-1.(2)災害に強い道路の確保」、「II-1.(4)交差点の安全性、円滑性の向上」を主要目標とする事業(地区・箇所)の副次効果の評価に当たり、「I-1. 交通の利便性の向上」に基づく副次効果項目については、いずれか1項目のみを抽出し評価を行う。

副次効果評価調書

主要目標番号	II-1. (2)	主要目標に対応する副次効果項目	対象地区・箇所	副次効果	評価の説明	評価結果	
主要目標	災害に強い道路の確保						
評価対象地区・箇所名	(主)甲府界仙峡線・櫻橋						
I 県民生活の豊かさと経済の発展を支える基盤充実	I-1. 交通の利便性の向上	(1) 生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上		●注	主要目標「生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上」の評価指標による貢献度ランクがb	1	
		(2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上		●注			
		(3) 市街地内の交通の円滑化					
		(4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上		●注			
	I-2. 生活環境の向上	(1) 森林機能の維持・向上					
		(2) 憩い空間の創出					
		(3) 生活排水処理機能の向上					
		(4) 良好な市街地空間の確保					
		(5) 適正な居住空間の確保					
		(6) 歩行者等の通行空間の確保		●			
		(7) 道路景観の向上					
	I-3. 農林水産業の振興	(1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上					
		(2) 農業生産力の向上					
		(3) 農業用排水能力の向上					
		(4) 農林水産業経営の合理化(非公共)					
(5) 森林整備の効率化							
II 暮らしと経済活動の安全性確保	II-1. 交通の安全性の向上	(1) 歩行者等の安全性の確保		●			
		(2) 災害に強い道路の確保					
		(3) 都市災害防止		●			
		(4) 交差点の安全性、円滑性の向上					
	II-2. 洪水・土砂被害の防止	(1) 洪水被害の防止					
		(2) 土石流被害の防止					
		(3) 崖崩れ被害の防止					
		(4) 地滑り被害の防止					
	II-3. 鳥獣被害の防止	(1) 鳥獣被害の軽減					
	副次効果項目	交通利便性	交通ターミナル機能の強化		●	集落と集落を結ぶアクセス道であり、1~2カ所の通行止めで迂回に2倍以上の時間が必要となる道路	1
アクセス機能の維持				●			
主要渋滞ポイントの解消				●			
生活環境		水質の浄化					
		大気汚染の軽減		●			
		騒音・振動の軽減		●			
		良好な景観の創出		●			
		バリアフリー化の促進		●			
		ライフラインの強化		●			
		身近な緑地・交流の場の提供		●			
		飲雑用水の安定供給					
		糞尿の処理					
地域の文化・学習等活動の支援							
各種情報の円滑な提供							
自然環境		水源涵養機能の向上		●			
		生態系空間の再生					
事故・災害防止		防火帯・延焼遮断帯の確保		●			
		緊急時の避難・救助機能の確保					
		被災時の被害波及の防止					
		既存施設の崩壊危険性の排除					
		走行安全性の確保		●			
生産性		林業生産力の向上					
		遊休農地の解消					
		新たな公共用地の創出					
		農地の保全					
その他	農林産物の販売促進						
	自然エネルギーの活用						
	リサイクルの推進						
	文化・歴史的資源等の保存・復元						
	他事業との一体施工		●				
重要プロジェクトとしての位置づけ		●					
					副次効果 評価点合計	2	

注1 「主要目標に対応する副次効果項目」の欄に「●」が附されている副次効果項目のうち、「対象地区・箇所」で想定される副次効果の欄に「○」を記入、「評価の説明」欄に具体的な評価内容を記入する。
 注2 副次効果の内、他の主要目標に該当するものは、当該主要目標内のランク区分の基準に従いランク付けを行い、ランクに該当するものは2点、ランクb以下の場合は1点とする。
 注3 「II-1. (1)歩行者等の安全性の確保」、「II-1. (2)災害に強い道路の確保」、「II-1. (4)交差点の安全性、円滑性の向上」を主要目標とする事業(地区・箇所)の副次効果の評価に当たり、「I-1. 交通の利便性の向上」に基づく副次効果項目については、いずれか1項目のみを抽出し評価を行う。